

笠置町監査委員告示第1号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和4年2月18日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日	時	令和3年12月24日（金）
		午前9時3分から午後0時14分
場	所	笠置いこいの館（笠置町役場仮庁舎）2階 せきれいの間
監	査	対
象		①商工観光課が所管する事業について
		②その他
収	受	資
料	等	①令和3年度当初予算 主要事業調書
		②令和3年度6月補正予算 主要事業調書
		③新型コロナウイルス関連事業に係る執行状況等について

2. 監査内容

当初予算及び補正予算が議会に提案される際に、その議案に対する説明資料である主要事業調書を基に、商工観光課が所管する事業の進捗状況を伺い、その進め方や現状などについて監査することとした。

また、同課が担当しているかわまちづくり事業について、現在どのようになっているのかが広く明らかにされていないことから、その現状や進捗状況と共に、今後

の考え方などについて、そして、以前の監査において地域おこし協力隊に係る報酬支払いに関して触れたものであるが、今回は同隊員が活動するに際して必要となる経費の支払いなどについて本監査で取り扱うこととした。

なお、本監査でも笠置いこいの館指定管理料の返還等請求に係る訴訟の経過について報告を受けている。

3. 監査等結果

本監査において対象とした主な内容等について、以下のとおり記す。

【商工観光課における主要事業調書掲載事業の進捗等】

令和 3 年度において実施する商工観光課所管の主要事業調書に掲載されている事業としては、

- ①交通計画策定支援事業
 - ②ケーブルテレビ利用料補助事業
 - ③空き家流動化対策事業
 - ④ふるさと納税「返礼品業務」プロジェクト
 - ⑤公共的空間感染防止対策事業（循環バス空気清浄機）
 - ⑥笠置町キャッシュレス決済等導入補助金
- としている。

①交通計画策定支援事業については、国の補助金を受け令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 箇年計画となる地域公共交通計画を策定する業務であり、和束町・南山城村との 3 町村で連携し、広域公共交通の在り方などを模索・検討などを重ね進められており、現在のところ中間案までの作成ができています。本計画は現行計画である JR 関西本線加茂以東沿線地域公共交通網形成計画を基に、その現行計画に掲げた課題や問題の整理は当然のことながら、効果・検証を踏まえての新たな計画となる。

事前にこの中間案の提示がなかったこともあり、本監査においてはその計画内容まで深く踏み込んではいないものであるが、今迄も言われ続けている循環バスに対する町外在住者の利用をどうするのか、その際に有償にするのか無償のまま運行するのかなどについても不確定要素となっている。

この循環バスについては、現在のところ住民に向けた福祉バスとして無償運行を

しているものがあるが、この交通機能をどのような層に、そしてどのような利用を想定するのかによって、広域公共交通と共に二重にも三重にも活きた事業となるよう期待が持たれるものであるが、例えば自動車運転免許を持たない方々の地域間交流や買い物事情の困りごとの解消を図る日常の交通網として位置付けるのか、またそれらを町外の者にまで提供し、観光行政の一翼を担う施策とするのか、歩道のない国道狭小部分をカバーする交通安全対策事業として運行するのかなど、いろいろな課題や問題点を既に把握・検討されているとは思いますが、まずは町外の方の利用の可否、有償・無償など、財政的側面は無視できないものの、行政が整える交通施策として従前からある課題解消・軸となる方針を決定することが先決であろう。

本計画は今後、シンポジウムを開催し、計画の更なる熟慮が重ねられることとされているが、単に順を踏みました・策定しましたというものではなく、今後5年間の笠置町の公共交通の基本方針となる活きた計画となるよう望みたい。

②ケーブルテレビ利用料補助事業は、笠置町高度情報ネットワーク、つまりテレビ視聴やインターネット回線のインフラ施設の総称のことであるが、この施設を民間に移譲したことに伴い、町管理・運営時に実施してきた施策である生活保護世帯などのテレビ視聴料の減免について、民間移譲後も引き続き減免を受けていた者に負担がかからないように町が補助することとして措置された事業である。

減免を受けるに際しては、まずは利用者が一旦利用料を負担することとなるが、利用料引き落としが確認できる通帳の写しと申請書を商工観光課に提出し、決済後、利用者の当該口座に振り込むという流れになっている。民間事業者による利用料引き落とし時期や利用料無料サービス期間の関係などによって、本監査時点では補助金支出実績はないとのことであったが、申請自体は21世帯分の提出がされているとのことである。

なお、この減免制度については生活保護世帯に対しては全額補助、75歳以上の高齢者のみの構成世帯かつ住民税非課税世帯に対しては3分の1補助としており、補助申請は1か月ごとと決められているわけではなく、複数月まとめて申請することも可能としている。

③空き家流動化対策事業は、笠置町内の空き家を有効活用することによって移住・定住を促し、人口増加と地域の活性化を図ることを目的としている空き家バン

ク制度に対し、空き家提供者に対して補助を行うことで空き家バンクへの登録促進を図ろうとするものである。

本事業の補助内容としては、家屋を空き家バンクに登録され、家屋所有者がその空き家に残された家財道具などを処分するための費用に対して 20 万円の補助を出し、その空き家が賃貸もしくは売買となった場合に更に家屋所有者に対して 10 万円が補助されるというものとなっている。この 10 万円に対して京都府より補助金が 2 分の 1 交付される府補助部分と、20 万円の町単費部分とが合わさった事業となっている。

本監査時点で空き家バンクに登録された物件は 5 件あり、その内家財道具の撤去に至ったのは 2 件ということである。従前より空き家バンクに登録いただくべく町内の空き家調査及び登録推進に尽力されているわけであるが、なかなかその登録件数が伸び悩んでいる様子である。

空き家バンクに関しては地域おこし協力隊も従事しており、町職員と共に活動することもあるとのことであったが、従事職員間で十分な連携・情報共有を図られ、笠置町のような小さい町だからこそできるきめ細かな対応を心掛けられてはどうか。

例えば、空き家として提供しようとしている方や移住を考える方がどのようなことに困っているのか、フォローを待ち望んでいるのか、そして行政としてそれらにどのように対応できるのか。また、提供した・移住した方がどのようなところに不満があったのか・良かったのか、そうした経験者の生の声を拾うことも大切ではないだろうか。笠置町における実績件数が少ないというのであれば、近隣におけるそうした方々の意見や広報手段・成功事例を収集し、笠置町における事業に活かされるよう更に深い事業展開をされてはどうだろう。多業務に着手している商工観光課にあって、少ない職員数できめ細かい満足のいく事業の履行は難しいかもしれないが、移住・定住施策に本腰を入れるのであれば、伸び悩んでいる実績を検証しつつ、この点、改善を図られてはどうかと考える。

また、空き家の調査をすることとして町内中の家屋を調査して廻るのであれば、外観上の目視でのみの確認しかできないかもしれないが、倒壊の危険性が見られる家屋、所謂特定空家の有無などについても同時に調査し、それが防災・減災に役立つ情報として、また家屋評価を行う税務所管課に対しては家屋の現存状況の報告とするなど、複数課と連携を図り、1 つの業務で複数の情報収集・活用に努められて

はどうだろうか。

④ふるさと納税「返礼品業務」プロジェクトについては、ふるさと納税制度を通じて笠置町の知名度の向上、観光客の増加、そして自主財源確保等を目的として取り組んでいる事業である。本監査日前日における今年度の寄附実績は、件数が78件、寄附額が171万2,000円となっている。

本年度に寄せられた寄附金については、その使途目的として子供・子育て事業に活用されたいというものが多く集まっているものであるが、集められた寄附金を活用した事業実績はない。使途目的を限定しない寄附金も多いとのことであるが、寄附者の思いに応えられるよう寄附金を財源とした事業の計画・実施や、その実績・評価を公表するなど、ふるさと納税で集められた金額値のみが焦点される昨今であるが、是非とも有意義な活用についても計画されたい。

また、ふるさと納税における返礼品を取り扱っている事業者は、現在のところ14業者あるとのことであるが、返礼品として出荷実績がないところもあるという。町が主体となって行った地方創生事業などを通じて町内事業者の増が図られたことと思うが、このふるさと納税制度というものについて、今ある事業者の業務充実を図ることもその目的であるとするならば、どのようにすれば返礼品として選ばれるようになるのかなど、事業者に対してアイデアや工夫を提案するなどといった、ある一定のフォローも必要になるのではないだろうか。一般企業からの派遣職員である地域活性化起業人によって進められている本事業は、どのようなアプローチで事業者と折衝し返礼品の出荷に繋げているのか、本監査においてその具体は知り得ないものであるが、地元事業者の活性化を促進する目標があるとするならば、単なる財源集めに留まらず、活性化施策に繋がるよう整理してはどうだろうか。

⑤公共的空間感染防止対策事業（循環バス空気清浄機）は6月補正予算として予算計上されたものであり、事業名からも分かるように循環バスに空気清浄機を設置する事業となっているが、本監査時点において履行されていない。

循環バスは児童や学生のみならず、多くの世代が利用する町内循環バスとして笠置町の公共交通の一端を担っており、そのバスに空気清浄機を取り付けることによって、車内環境を改善するために考えられた事業である。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、整備が必要であるとして補正対応したもので

あるのならば、感染リスクの防止・軽減施策として早急な対応をされたい。

⑥笠置町キャッシュレス決済等導入補助金は、店舗等において現金授受をすることなく、キャッシュレスで決済することによって新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることなどを目的に、キャッシュレス機器の設置費用等に対して補助金を支出するという事業としている。この事業も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としており、1事業者に対して最大10万円の補助を行うものとしているが、この事業に対して事業者から相談される事案はあるものの、本監査時点で実績はないとのことである。

【かわまちづくり事業の現況等】

笠置いこいの館は、毎年度その運営だけでは黒字化されないことから、多くのキャンプ客が訪れている河川敷キャンプ場と一体経営をすることによって、安定的な運営に繋げることができることを想定されていた。そのために、まずは河川敷を笠置町のキャンプ場として位置付けるために、社会実験を通して河川敷におけるニーズや有り方を探ることなどを計画していたものであるが、新型コロナウイルス感染症の問題などが発生したことから、計画初段階である社会実験を実施するには至っていない。

この事業の現況について、住民として、監査委員として何ら知る機会もなかったことから、本監査において本事業の今を伺うものとしたのであるが、社会実験だけでなく、計画当初より今日まで継続的に進められているものではなく、現在においては笠置いこいの館との一体経営としてではなく、河川のオープン化を単体事業として今後進められるものであるとしている。また、キャンプ場として利用されている河川敷を管轄している淀川河川事務所とは、事務担当者レベルで話し合いを持たれたこともあり、オープン化に係る業者の募集要綱の見直しは必要であるものの、特段の新たな手続きを要することではないということである。

当初の計画であった笠置いこいの館との一体経営と切り離して進めて行くのであれば、議会への報告等を経て、町長の思い描く河川を中心とした賑わいづくりの場となるよう基本方針・基本構想を構築され、その実現に向けて尽力されたい。

【地域おこし協力隊に係る支払業務などについて】

現在2名体制の地域おこし協力隊であるが、その活動には当然ながら必要経費が発生し、支出を伴うものであるが、その公金の支出手続きについて審査をすることとした。

協力隊活動に係る経費の支出の流れは、以前は協力隊が立て替え払いをし、その後年度末にまとめて町に支払い申請され、決裁後に協力隊に対して支払いをしていたとのことであるが、このやり方は協力隊の自己負担が大きいことなどを理由に、現在は四半期ごとに協力隊から提出される活動計画に則り、四半期ごとに概算払い・精算払いをすることに変更された。本監査時においては、本年4月から6月までの精算支払い申請があったものの、前年度支出分と本年度支出分が合わさってしまっており、現在調整中とのことであるが、本年度に係るそれらの公文書の提示がなかったわけであるが、ルール上で四半期精算としているのであれば、きちりと支払われるように早急に対応されたい。

ところで、協力隊が活動する際には町の公用車を使用する場合もあると考えられるが、使用する公用車の使用の可否について、当然ながら公用業務の場合のみ公用車の使用が認められるわけであるが、その線引きが難しいものではないかと思われたことから、どのように判断されているのかについても伺った。

例えば公用車を使用する目的として、私物の購入のためだけというのであれば使用できないであろうが、活動にも必要となるような物品の購入を兼ねていた場合はどうであるのか、昼食をとる場合に公用車を使用したがる、その昼食が町内飲食店のメニュー紹介をSNS上で情報発信することを兼ねていた場合はどうであるのかなど、どこまでが認められて、どこまでが認められないのかというその判断は難しいと思われる。

以前もそのような公用車使用に対しての疑義があったことから、現在では四半期ごとに提出される活動内容に沿ったものであるかどうかを1つの判断材料にすることとし、当日の判断や状況によって臨時的に公用車を使用する場合には、課長もしくは課長補佐に相談し、公用として認められるものかどうかの判断を仰ぐこととしており、不測の事故に係る公務災害の補償にも対応できるようにされている。

なお、公用車を使用した場合、使用者は公用車使用簿に使用者名、使用開始時刻、目的などを記し、その内容にもよるが、行動内容を復命書として提出することとしている。

以上